

身体拘束等適正化のための指針

1. 身体拘束等適正化に関する基本的な考え方

理念

身体拘束は、患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。三郷中央総合病院（以下、当院）では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等適正化に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等をしない診療・看護の提供に努める。

2. 基本方針

身体拘束等の原則禁止

当院においては身体拘束等適正化に関し、次の基本方針に則り、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその他の行動を制限する行為を禁止する。

- ・身体拘束は廃止すべきものである。
- ・身体拘束廃止に向けて常に努力する。
- ・安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- ・身体拘束を許容する考え方はしない。
- ・全員の強い意志でケアの本質を考える。
- ・身体拘束を行わないための創意工夫を行う。
- ・患者の人権を最優先にする。
- ・医療及び福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。
- ・身体拘束廃止に向けてあらゆる手段を講じる。
- ・緊急やむを得ない場合、患者・家族に丁寧に説明を行って身体拘束を行う。
- ・身体拘束を行った場合、廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

患者本人又は他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況について観察・評価・記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力を行う。

3. 身体拘束適正化のための組織体制

身体抑制最小化委員会の設置及び開催

当院は、身体拘束を適正化することを目的として、身体拘束最小化委員会（以下、委員会）を設置し、身体拘束等実施状況や適正性の検討を行う。委員会は、毎月 1 回開催する。

委員会の検討項目

- ・「身体拘束等適正化のための指針」や「身体抑制基準」等の見直し。
- ・身体拘束等の実施状況についての検討・確認。
- ・鎮静を目的とした薬物の適正使用の検討。
- ・身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化。
- ・身体拘束等の代替案、拘束解除に向けての検討。
- ・院内ラウンドの実施。
- ・職員全体への教育、研修会の企画・実施。

4. 身体拘束等適正化のための職員研修方針

- ・全職員を対象とした身体拘束等に関する教育研修を原則年 2 回以上及び職員採用時に実施する。内容は、身体拘束適正化のための指針の内容の周知と理解、身体拘束解除に向けた取り組みの成功事例、各部署の身体拘束解除にむけた取り組みの周知と実施についてを行う。
- ・研修にあたっては、実施日・実施方法・研修資料・出席者等を記録し保存する。
- ・その他必要な教育、研修を実施する。

5. 指針の閲覧について

当院の身体拘束等適正化のための指針は、患者本人及び家族等が自由に閲覧できるよう、病院ホームページへ掲載する。

